

非常災害時における対応について

(令和2年6月30日改定)

愛媛県立伊予農業高等学校

- 1 中予地区(伊予市(本校所在地)、または居住地域)に「特別警報」、または「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報と土砂災害警戒情報(警戒レベル4以上)」のいずれかが発表されている場合

- ・登校準備をして、自宅で待機する。
- ・12時までに上記の警報等が解除された場合は、安全に十分留意して登校する。
- ・12時の時点で上記の警報等が継続している場合は、終日休業とする。

- 2 「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」または「大雨警報と土砂災害警戒情報」以外の警報や注意報が発表されている場合

- ・安全に十分留意して登校する。

- 3 地震・津波等による大災害が発生した場合

- ・地震・津波等大災害が起こっている場合、生徒及び家族の安全確保を第一とし、自宅等で待機する。

- 4 その他の災害や事故が発生した場合

- ・各自が状況を的確に判断し、登校できる状態であれば、安全に十分留意して登校する。
- ・登校できない場合は、学校に連絡すること。

※ 休日の農業実習やボランティア活動、部活動(遠征及び各種大会参加を含む)等も、この規程に準ずる。担当教員及び部活動顧問は連絡網を作成するなど、非常変災に適切に対応すること。

※ 特別警報が出た場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から出される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに身を守るための行動をとってください。

※ アンダーラインが改定したところです。